

地方独立行政法人神奈川県立病院機構職員の給与に関する規程の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(特別調整手当)</p> <p>第 13 条 特別調整手当は、採用が著しく困難であり、かつ、<u>採用ができな</u> <u>いことにより</u>病院業務に著しい支障を生じるおそれが高いと理事長が認 める職に支給する。</p> <p>2 特別調整手当の月額は、<u>30 万円</u>を超えない範囲内で理事長が定める額 とする。</p> <p>(略)</p> <p>(診療業務調整手当)</p> <p>第 30 条の 10 <u>診療業務調整手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員</u> <u>のうち、診療業務の調整業務に従事する職員に支給する。</u></p> <p>2 <u>診療業務調整手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各</u> <u>号に定める額を支給する。</u></p> <p>(1) 職務の級が 3 級の職員 月額 5 万円</p> <p>(2) 職務の級が 4 級以上の職員 月額 2 万円</p> <p>3 <u>前 2 項に規定するもののほか、診療業務調整手当の支給に関し必要な事</u> <u>項は、理事長が別に定める。</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(特別調整手当)</p> <p>第 13 条 特別調整手当は、採用による欠員の補充が著しく困難であり、か つ、<u>欠員であることにより</u>病院業務に著しい支障を生じるおそれが高いと 理事長が認める職で、理事長が定める職員に支給する。</p> <p>2 特別調整手当の月額は、<u>10 万円</u>を超えない範囲内で理事長が定める額 とする。</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>・特別調整手当の 上限額変更のため の改正</p> <p>・診療業務調整手 当新設のための改 正</p>

令和 5 年 3 月 22 日
理事会
人事部

職員の給与に関する規程の一部改正について

1 改正の趣旨

- 働き方改革関連法（平成31年4月から順次施行）に係る時間外労働時間の上限規制について、令和6年4月から医師への適用が始まるため、医師の時間外労働時間の縮減に向けた取組を進める必要がある。
- 医師の時間外労働時間の縮減に向けては、各診療科のセクション長が所属医師の勤務状況を適正に把握しながら診療業務の調整を行うことが必要となる。
- 診療業務を行いながら、所属医師の診療業務の調整を行うことによるセクション長の負担増に対する手当を創設し、所要の改正を行う。
- また、今般の医師不足等から、規定されている月額10万円を超えない範囲内での採用が困難となる事例が生じているため、「特別調整手当」の上限額を引き上げる。

2 改正の概要

- 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、診療業務の調整業務に従事する職員に対し、「診療業務調整手当」として月額5万円を超えない範囲内で手当を支給する。
- 「特別調整手当」の上限額を月額10万円から月額30万円とする。

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日施行